

令和5年度第1回 京都地方最低賃金審議会

議事録

令和5年7月4日（火）

午前9時30分～午前10時25分

京都七条公共職業安定所 3階会議室

京 都 労 働 局

京都地方最低賃金審議会

京都労働局

令和5年度 第1回 京都地方最低賃金審議会

令和5年7月4日(火) 午前9時30分～午前10時25分
京都七条公共職業安定所 3階会議室

労側委員、 使側委員、○公益委員、事務局

(開始)

清水賃金室長

おはようございます。定刻よりは早いのですが、全員お揃いですので、これから第1回の京都地方最低賃金審議会を開催しますが、開催にあたり、事務局から報告いたします。

会議は公開としております。本日の傍聴者の出席は5名となっております。

本日の配布資料ですが、青のフラットファイルと、さらにこの追加資料2部、最低賃金決定要覧となっておりますが、不足はございませんでしょうか。

なお、決定要覧は、各委員用として配布しているものですので、メモなどをしていただいても構いません。会議終了後、お荷物になるようでしたら事務局で管理しますので、机の上に置いたままにしておいてください。

また、コロナ感染症ですが、5類に移行したとはいえ、対策を怠ることはできませんので、パネルを設置しております。あらかじめご容赦願います。以上です。

それでは、ただいまから第1回京都地方最低賃金審議会を開催します。

委員の皆様には、5月1日付で第54期京都地方最低賃金審議会委員に任命させていただきます。

本日は、第54期委員によります最初の審議会でございますので、会長、会長代理が選出されますまでの間、事務局で議事を進行させていただきます。

本日の出席状況について報告いたします

公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名、合計15名の委員に出席いただいております。従いまして、本審議会は、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、有効に成立していることをご報告します。

続きまして、審議会の開催にあたり、労働局長からごあいさつ申し上げます。

赤松労働局長

皆様、おはようございます。第1回京都地方最低賃金審議会の開催にあたりま

して、一言ごあいさつを申し上げます。

本日はお忙しい中、また猛暑の中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の審議会におきまして、最低賃金の改正諮問をさせていただくこととしております。

6月30日、中央最低賃金審議会におきまして、厚生労働大臣から目安の諮問が行われました。その際、賃上げの流れを非正規労働者の方、また中小企業の方に波及するためには、最低賃金による底上げが必要であるということ、また賃上げの状況、物価、企業の業況などを考慮して目安を議論していただきたいという話がありました。

総理も、国会などにおきまして、最低賃金の全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会ですっかり議論を行ってほしい、今年達成することも含めて議論してほしいと、早期達成を望むコメントをされているところでございます。

現在、円安等による物価の上昇が続いている中、実質賃金は13か月連続で、前年同期比マイナスとなっております。消費を拡大するという観点では、大変厳しい状況が続いております。

一方で、中小企業の経営者の方とお話すると、原材料価格の高騰などで収益が圧迫されている。あるいは、価格転嫁も十分には進んでいない。こういった声も聞かれるところでございます。

最低賃金制度は、労働者の生活の安定に資することはもとより、国民経済の健全な発展に寄与する制度であります。

委員の皆様方におかれましては、本年度も大変難しい審議をお願いすることになるかと思いますが、最低賃金の改正決定に向けまして、適切なご審議をお願い賜りたく、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

清水賃金室長

次に委員のご紹介をさせていただきます。

お手元に配布しております資料の1ページ、資料ナンバー1の委員名簿の順にご紹介いたします。

まずは公益代表委員から紹介させていただきます。

岩永委員。

河原委員。

櫻井委員。

西村委員。

三山委員。

(各委員、自席にて一礼)

清水賃金室長

続きまして、労働者代表委員を紹介いたします。

大西委員。

門野委員。

七里委員。

(各委員、自席にて一礼)

清水賃金室長

伊達委員。

伊達委員

お願いします。

清水賃金室長

松山委員。

松山委員

よろしくお願いします。

清水賃金室長

続きまして、使用者代表委員を紹介いたします。

石垣委員。

石垣委員

よろしくお願いします。

清水賃金室長

大角委員。

大角委員

よろしくお願いします。

清水賃金室長

京崎委員。

京崎委員

よろしく願いいたします。

清水賃金室長

小山委員。

小山委員

はい、よろしく願いいたします。

清水賃金室長

深沢委員。

深沢委員

よろしく願いいたします。

清水賃金室長

続きまして、事務局を紹介いたします。

ただいまごあいさついたしました赤松労働局長です。

赤松労働局長

よろしく願いいたします。

清水賃金室長

岸労働基準部長です。

岸労働基準部長

どうぞよろしく願いいたします。

清水賃金室長

林賃金室長補佐です。

林賃金室長補佐

よろしく願いいたします。

清水賃金室長

伊藤賃金調査員です。

伊藤賃金調査員
よろしくお願ひいたします。

清水賃金室長
久米賃金調査員です。

久米賃金調査員
よろしくお願ひいたします。

清水賃金室長
あと、私、賃金室長の清水です。どうぞよろしくお願ひいたします。
なお、本審議会の議事録を作成していますが、その記録のため、受託会社の担当者の方も会場内におられますが、ご了解お願ひします。
続きまして、会長および会長代理の選出につきましては、最低賃金法第 24 条第 2 項および第 4 項において、会長および会長代理は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する旨が定められております。
従来からこの審議会においては、公益代表委員の方々でご協議いただいた結果を受け、委員全員の承認をいただいております。
今回もそのようにさせていただいてよろしいでしょうか。

各側委員
(異議なし)

清水賃金室長
それでは、公益委員の皆様には、本審議会に先立ってお集まりいただき、会長および会長代理の選出につきご協議いただいております。その内容を事務局からご報告させていただきます。
会長に岩永委員、会長代理に三山委員をお願いしたいという協議結果で、皆様、よろしいでしょうか。

各側委員
(異議なし)

清水賃金室長

ありがとうございます。

それでは、会長が選出されましたので、この後の進行は会長にお願いしたいと思いをします。

よろしくお願いいいたします。

岩永会長

岩永です。昨年まで会長をされていた佐藤先生の円熟味のある議事進行にはとても及ぶものではございませんが、精いっぱい務めさせていただきます。議事進行についてご協力のほど、どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは、議事に入る前に、本日の議事録署名人を決めたいと思います。

労使双方から、お一人ずつ、どなたがお願いできますでしょうか。

労働者側は松山委員。使用者側は石垣委員、それぞれお願いいいたします。

まず、京都府最低賃金の改正について、京都労働局長から諮問を受けたいと思いをします。

局長、よろしくお願いいいたします。

(局長から会長へ、諮問文を手交)

清水賃金室長

事務局のほうで、諮問文を読み上げさせていただきます。

今、諮問文の写しをお配りしますので、ご確認ください。

(諮問文、配布)

清水賃金室長

それでは諮問文を読み上げます。

京労発基 0704 第 3 号

令和 5 年 7 月 4 日

京都府最低賃金審議会会長 岩永 昌晃殿

京都労働局長 赤松 俊彦

令和 5 年度京都府最低賃金の改正決定について(諮問)

最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 12 条の規定に基づき、令和 5 年度京都府最低賃金(平成 2 年京都労働基準局最低賃金公示第 3 号)の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版(令和 5 年 6 月 16 日閣議決定)及び経済財政運営と改革の基本方針 2023(同日閣議決定)に配慮した、貴会の調査審議を求める。

以上であります。

岩永会長

それでは局長からこの諮問についての趣旨説明をお願いいたします。

赤松労働局長

ただ今、京都府最低賃金の諮問を行わせていただきました。その趣旨等につきまして、ご説明を申し上げます。

最低賃金につきましては、最低賃金法第1条に規定されておりますが、賃金の最低額を保証することによって労働条件の改善を図ること、もって労働者の生活の安定、労働力の質的向上、事業の公正な競争の確保に資することというのが一つ。そして国民経済の健全な発展に寄与することが目的でございます。

この趣旨に基づきまして、毎年京都府下の全労働者に適用されます京都府最低賃金の改正を諮問し、真摯なご審議の結果、ご答申をいただいているところでございます。本年度におきましても、最低賃金法の目的に沿って改正を諮問させていただきます。

京都市の消費者物価指数につきましては、令和2年平均を100とした場合に、令和5年5月は105.4であります。前年同月比で3.3パーセントの上昇となっております。

また京都府内の景気の現状につきましては、京都府政策企画部によりますと、府内の景気は緩やかに持ち直しの動きが見られるとされております。

その一方で、先般、閣議決定されました「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023」、「経済財政運営と改革の基本方針2023」におきまして、「最低賃金については昨年は過去最高の引上げ額となったが、今年は全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会ですっかりと議論を行う。また地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を四つから三つに見直したところであり、今後とも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を上げる等、地域間格差の是正を図る。今年の夏以降は1,000円達成後の最低賃金引上げの方針についても、新しい資本主義実現会議で議論を行う」と明示されたところでございます。

今年度の京都府最低賃金の改正決定の調査審議に関しましては、最低賃金法の趣旨、現下の最低賃金を取り巻く状況、そして、今申しあげました閣議決定に配慮したご審議をお願いさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

岩永会長

ありがとうございました。

それでは、次の議題に移りたいと思います。京都府最低賃金改正諮問後の手続きとして、専門部会の設置、及び関連労使の意見聴取が必要です。手続きについて、事務局から説明をお願いします。

清水賃金室長

二つの手続きについてご説明します。

1点目は地賃の専門部会委員の任命手続きです。地賃の金額審議は、最低賃金法第25条第2項の規定に従い、専門部会で審議することとなります。この専門部会の労働者代表、使用者代表の任命に当たっては、最低賃金審議会令第6条第4項により、関係者の団体を含む関係者の推薦、すなわち労使団体等の推薦を要件としています。

推薦を広く求めるため、慣例上、専門部会委員の推薦公示を行っており、今回も本日公示をいたします。それに基づき任命手続きを進めます。提出締切日は、7月21日とさせていただきます予定です。

なお地賃の専門部会は、異議申出期間が満了した時点で廃止となり、委員の任期もそこまでとなります。

2点目は、労使の関係者からの意見聴取の公示です。これにつきましても、本日から開始し、提出締切を7月21日とさせていただきます予定です。

事務局からは以上です。

岩永会長

地賃専門部会の委員の任命手続きと労使関係者からの意見聴取の公示についてご説明いただきました。

ただいまの説明にご意見、ご質問はありませんか。

各側委員

(意見等なし)

岩永会長

ないようですので、次に進めさせていただきます。

次に令和5年度の特定産業別最低賃金の改正申出の意向表明を確認しておきたいと思います。事務局より説明をお願いいたします。

清水賃金室長

資料の5ページ、資料ナンバー3の令和5年度特定(産業別)最低賃金の改正

に係る申出の意向表明一覧表をご覧ください。

意向表明の確認は例年3月に行なっております。今年は6業種の改正と一つの新設の意向表明が出されております。

6業種のうち1の金属と2のはん用と5の各種商品小売と6の自動車(新車)小売は埋没、3の電気は986円、4の輸送用は993円となっております。

意向表明のあった7業種については、今、賃金室において基礎調査を実施しています。「必要性あり」となり、金額審議が始まりましたら、資料として提供させていただきます。

事務局からは以上です。

岩永会長

特賃の改正申出の意向表明についての説明をいただきました。

ただいまの説明に関しまして、ご意見、ご質問ありますでしょうか。

各側委員

(意見等なし)

岩永会長

ないようですので、次の議題に進めさせていただきます。

産業別の特定最低賃金の検討小委員会についてです。先ほど事務局から説明がありましたとおり、7業種から申出の意向表明がなされております。本日時点では未だ正式な申出はないものの、例年4件から5件程度の申出があります。

申出があれば、局長から産別の改正の必要性の有無についての諮問を受け、これについて審議をする必要があります。

産業別の特定最低賃金の改正の必要性の有無につきましては、かつては公労使各2名での検討小委員会を設置し、審議していたこともありましたが、平成28年以降は検討小委員会を設けることなく、全員協議会などで必要性について検討をしてきました。

申出のあった業種については、改正の必要性を検討し、全会一致で必要性ありとなった場合は改正の審議を進めることとなります。昨年度は京都府最低賃金の異議申出後である8月末に全員協議会でご検討をいただきました。

まずは、この検討小委員会を設けるかどうかでございますが、何かご意見はございますでしょうか。

はい、大西委員、お願いします。

大西委員

大西でございます。よろしくお願いいたします。

労働者側といたしましては、先ほど会長から説明いただきました検討小委員会の設置ではなく、昨年も何度か申しあげさせていただいていたかと思うんですけれども、当該産業の労使による専門部会を設置していただいて、そちらでの必要性の審議というところでやっていけないかなというふうに考えておりました、是非ともそういうふうな方向で進めていけないかというふうに考えております。

岩永会長

今、労働側の大西委員から、検討小委員会のほうではなく専門部会のほうで、それぞれ専門部会を設けて、そちらのほうで必要性の有無について検討してはどうかという、そういうふうなご提案だったと思います。

この点について、何かご意見等、ございますでしょうか。

石垣委員のほうから、お願いいたします。

石垣委員

石垣でございます。よろしくお願いいたします。

昨年も同様のご提案をいただいている中ではあるのですが、産業それぞれの別の専門委員というか、推薦するに当たって、それ相応の時間とかいろんなことを考えますと、なかなか今ここで申しあげられて、じゃあすぐということとは難しいのではないかなというふうに考えます。

我々としましては、だからと言って小委員会で特定の2名、2名、2名という中での議論というよりは、必要性については全員協議会で皆さんの意見を交えながら進めていくほうがいいのではないかなというように思います。以上です。

岩永会長

ありがとうございます。

専門部会のほうを設けるかどうかということについては、もう少し検討する必要があるだろうということでした。

他方で、検討小委員会ではなくて、全員協議会のほうで必要性について議論してはどうかというようなご提案だったと思います。

伊達委員、手を挙げられておりましたけれども。

伊達委員

労側の委員をしています伊達でございます。

先ほど大西委員からの質問に加えて、補足というようなかたちで発言をさせ

ていただければと思いますが、この特定最低賃金というところは、各都道府県にそれぞれの業種が設定されている中で、やはり言い換えると、それぞれの地域の経済基盤を支える役割というところが一番大きな部分であるのかなというふうに考えているところでございます。

昨年等々の経過というところはお示しいただきましたが、やはり当該労使がしっかり必要性の有無から、自らの業種の都合であったり、労側であったら思いというようなところも含めてしっかり審議をした上で決定をすべきというところは、一番根幹にある基本的な考えではないのかなというふうに考えているところでございます。

全員協議会という、このような場で審議するというような経過はあったにせよ、やはり我々労側からしても、それぞれの業種に加盟されている労働組合の考えであったり、業種の動向というところは、やはり当該労使の中でしっかり議論しながら結論に導いていくべきかというふうに思いますので、ちょっとこのへんの部分についてはしっかり労側として、そういうかたちで審議をしていきたいというところを踏まえて補足させていただければと思います。以上です。

岩永会長

ありがとうございます。労働側のほうとしては、今年度から専門部会のほうを設けて、必要性の有無をしっかりと検討していきたいということでございました。

そのほかご意見、ございますでしょうか。

それでは門野委員、お願いいたします。

門野委員

門野でございます。私のほうは、各種商品小売業系の産別のU A ゼンセンを担当としまして、昨年から新設の取組等もさせていただいております。

昨年につきましては、なかなか新設の要件を満たすことが難しく断念をしたということになっておりますけれども、今年度におきましては、まだすべての依頼している労組からの返事はないんでございますけれども、まあ近く申出ができるのかなというような手応えを感じておりますので、そこだけ報告させていただきたいと思います。以上です。

岩永会長

ほかございますでしょうか。

今、承った限りですと、本年度の産業別最低賃金の改正の必要性の有無に関する審議について、労側、使側ともに、検討小委員会を設置して検討するというこ

とはしないというふうなことで、その点については意見の合致があったと思います。

その上で、検討方法について、昨年のように全体で審議をするのか、あるいは専門部会のほうでそれぞれで必要性の有無について検討するのかということについては、まだ意見の一致は見えていないという状況だと思えます。

ですので、本年度につきましては産別の最低賃金の改正の必要性の有無に関する審議は、検討小委員会というのには設置しないということで、検討方法については、後ほど全員協議会のほうで検討することにしたらどうかと考えているところですが、いかがでしょうか。

各側委員
(異議なし)

岩永会長

それでは本年度の産別の最低賃金の改正の必要性の有無については検討小委員会のほうには設置しないということで、審議方法は後ほど全員協議会のほうで改めて検討するというにしたいと思えます。

それでは、次の議事に移ります。最低賃金を取巻く状況に関する資料について、事務局から説明をお願いいたします。

清水賃金室長

それでは事務局からお配りしております資料について、順番に説明します。

昨年とほぼ同様の資料と、追加で令和5年6月16日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」と「経済財政運営と改革の基本方針2023」を配布しました。

まずは資料の6ページ、資料ナンバー4「京都府経済の動向(令和5年5月報告)」に関する資料について説明いたします。この資料は、京都府総合政策企画部企画統計課が6月1日に公表している統計資料であり、全体で17ページの資料となっています。

ここでは府内経済の動向は、「府内の景気は緩やかな持ち直しの動きが見られる。先行きについては、海外景気の動向等を注視する必要がある」となっております。また前月からの推移は横ばいで、判断は据え置きとなっております。

なお、京都府経済の動向について、生産、物価、雇用について説明します。9ページにあります生産の指数は、下の折れ線グラフを見れば、京都府の生産指数は平成27年度を100としますと、2020年5月は70程度と底になっており、ここから持ち直して令和5年3月には94.1となっております。

続いて物価、10 ページにあります。物価は上昇を続けており、京都市と全国の指数歴が 2021 年 4 月を底に上昇を続けており、本年 3 月では消費者物価指数(総合)が京都市で 104.6、全国で 104.4、生鮮食品を除く総合が京都市で 104.3、全国で 104.1 となっています。

続いて 14 ページ、雇用についてですが、京都府の有効求人倍率は 1 を割り込んだことがありましたが、2022 年 7 月以降は 1.2 あたりで推移しています。

続いて資料ナンバー 5、23 ページですが、「京都市消費者物価指数令和 4 年平均確報」をご覧ください。これは京都市の数値です。

2020 年、令和 2 年を 100 とした指数であり、令和 4 年平均の総合指数は 102.4 となり、令和 3 年の 99.9 から 2.5 パーセントの上昇となりました。

続きまして、春闘の状況について説明いたします。29 ページ、資料ナンバー 6、「令和 5 年 春季 各機関別 賃上げ集計状況」をご覧ください。連合、日本経団連、日経新聞、いずれも確報となっています。

連合によれば、令和 5 年の賃上げ状況は全体で 3.66 パーセント。300 人未満で 3.36 パーセント、99 人以下で 3.1 パーセントとなっています。

日本経団連によれば、500 人以上の賃上げ状況は 3.91 パーセント、500 人未満の賃上げ状況は 2.94 パーセントのアップ率となっています。

また日経新聞によれば、令和 5 年の全体の賃上げ状況は 3.89 パーセントとなっております。

これらの賃上げの率は全て前年を上回っております。

続きまして、資料ナンバー 7、30 ページです。「令和 4 年毎月勤労統計調査地方調査結果概要」をご覧ください。これは京都府における常用雇用労働者 5 人以上の事業所の 1 人あたりの 1 か月平均値となっております。

30 ページ左側の下段に記載されています表 1「賃金の動き」をご覧ください。名目賃金は前年に比べて 4.3 パーセントの増加に対して、実質賃金は 1.3 パーセントの増加となっております。右側の欄の表 2 の「産業別賃金支給額」の令和 4 年、現金給与総額が 29 万 7307 円、前年比 4.3 パーセントの増加に対して、きまって支給する給与 24 万 5060 円は前年比 2.4 パーセントの増加となっています。

現金給与額ときまって支給する給与の定義については、資料の 33 ページの欄外に記載されており、現金給与総額は賞与を含んだすべての給与の総額であり、きまって支給する給与は賞与を除くものでありますが、超過勤務手当を含めています。

また調査の対象は常用労働者であり、常用労働者の定義は、36 ページの欄外に示されています。この常用労働者には、パートタイム労働者が含まれています。

続きまして 38 ページ、資料ナンバー 8、京都府における労働者 1 人当たりの、

最近の5年間、平成30年から令和4年分の全産業におけるきまって支給する給与額と所定内給与の推移を一覧表にしております。

きまって支給する現金給与額は先ほど説明しましたが、それに対して所定内給与とは、きまって支給する給与のうち、時間外、休日、深夜労働に支払われる所定外給与を除く給与のことです。

令和4年度の所定内給与は、前年度比1.67パーセント増となっています。

続きまして39ページ、資料ナンバー9、「京都府における短時間労働者の1時間当たりの所定内給与額の推移」を掲載しておりますが、令和4年は全業種と教育・学習支援と医療・福祉を除いた参考値がともに統計上マイナスになっております。

続きまして41ページ、資料ナンバー10、「新規学卒者の賃金の推移」。全国の数値ですが、これは過去5年間の所定給与額の推移でございます。令和3年の大学卒のみ減少しています。

続きまして42ページ。資料ナンバー11、「京都府内の中途採用者の採用時賃金情報」をご覧ください。この資料は当局管内のハローワークにおける雇用保険の加入データに基づき、雇用形態が常用の方を対象に、採用時の賃金、1月から3月の賃金を集計したものです。

ここでいう常用とは、先ほど説明した毎月勤労統計調査の常用労働者とは違っておりまして、パートタイム労働者と新規学卒者を除いています。

近年は上昇を続けていましたが、令和3年のみマイナスに転じ、令和4年度から再度上昇しています。

続きまして43ページ。資料ナンバー12では、京都における「求人募集賃金・求職者希望賃金情報」を入れております。上限平均、下限平均がわかりにくいのですが、これは求人票の賃金欄に記載される上限と下限の平均についてです。求人票では賃金に幅を持たせて募集することがあります。例えば「月給20万円から25万円で募集」といった記載です。上限平均、下限平均は、その賃金額の上限額、下限額のそれぞれの平均となっています。京都府内のハローワーク求人募集時における職業ごとの時給上限を京都労働局全体、京都府南部地域の五つのハローワーク、京都府北部地域の三つのハローワークの数値が掲載されています。

44ページと45ページを比較すると、南北の違いが一定、見て取れると思えます。例えば常用的パートの合計欄で比較してみると、それがわかります。

続きまして46ページ、資料ナンバー13、「令和4年賃金構造基本統計調査」の結果について、厚生労働省が取りまとめた資料です。

下の囲いの部分で、2の「短時間労働者の賃金（1時間当たり）」。男女計が1,367円となっています。先ほど説明した39ページの京都の数値が1,449円と

なっており、京都は全国平均より若干上回っております。

最後に 68 ページ、資料ナンバー14 は、京都弁護士会会長から当審議会に対して提出された最低賃金の引上げと地域間格差、実効的な中小企業支援を求める声明文でございます。

これらの資料から、賃金については現金支給額、きまって支給する給与額、所定内給与額の説明をしました。賃上げ率などの賃金の増減額については、資料ナンバー6 の春闘による賃上げ率、資料ナンバー7 の毎月勤労統計調査による現金支給額やきまって支給する給与の増減額、資料ナンバー8 のきまって支給する給与のうち、所定内給与額の増減率などについて説明しました。

これらのうち、資料ナンバー8、38 ページですが、このきまって支給する給与のうち、所定内給与の増減率などについても説明しました。

これらのうち、資料ナンバー8 の毎月勤労統計の所定内給与は、きまって支給する給与のうち、時間外、休日、深夜労働に支払われる所定外給与以外の給与のことであり、職種や繁閑によって左右される時間外手当等の所定外賃金を含めていないこと、またパートタイム労働者を含む常用労働者を調査対象としており、多くの労働者に関連していることから、京都府における所定内給与の増減率と、京都市における消費者物価指数を比較してみました。

令和4年の京都府における労働者1人当たりの所定内給与の増減率は、38 ページの資料ナンバー8 に示されているとおり、1.67 パーセント。令和4年の平均の京都市消費者物価指数の総合指数は23 ページの資料ナンバー5 に示されているとおり、102.4 で、前年比2.5 パーセントの上昇。生鮮食品を除く総合指数は102.2 で、前年比2.2 パーセントの上昇となっており、消費者物価指数の上昇が所定内給与の上昇を上回っています。

これらの数値から、パートタイム労働者を含む常用労働者の賃金の上昇が、物価の上昇に追いついていない状況となっております。追加資料でお渡しした閣議決定では、政府として、「まずは輸入物価上昇を起点とした外生的な物価上昇から、賃金上昇やコストの適切な価格転嫁を伴う「賃金と物価の好循環」を目指し、下請取引適正化をはじめとする中小企業の価格転嫁対策、最低賃金の継続的引上げに向けた環境整備、適切な労働市場改革等を進める。「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」の実現の鍵を握るのは賃上げであり、物価高に打ち勝つ持続的、構造的な賃上げを実現する。中小・小規模企業の賃上げには、労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠であるという考え方を社会全体で共有し、賃上げの原資を確保し、成長と賃金上昇の好循環を実現する価格転嫁対策を徹底する必要がある。あわせてこうした取組と生産性向上の支援を通じ、地域の人手不足対策や働く個人が安心して暮らすことができる最低賃金の引上げを実現する。」などが示されておりまして、「最低賃金については、去年は過去最高

の引上げ額となったが、本年は全国加重平均 1,000 円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会ですっかりと議論をいただく。また最低賃金の地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を四つから三つに見直したところであり、今後とも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を上げる等、地域間格差の是正を図る。本年夏以降は、1,000 円達成後の最低賃金引上げの方針についても、新しい資本主義実現会議で議論を行う」と記載されておりまして、政府の一員としての賃上げの検討をお願いしますということでございます。

本日準備いたしました最低賃金を取巻く状況に関する資料は以上のとおりです。以上で説明を終わります。

岩永会長

最低賃金を取巻く状況について、京都府の状況を中心にご説明いただきました。京都府のほうでも、物価の上昇に賃金の上昇が追いついていない状況ではあるということでした。そのほか、さまざまなことについてご説明いただいたというように思います。

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

はい、それでは。

小山委員

使用者側の小山でございます。説明ありがとうございます。

その中で資料ナンバー 9 の短時間労働者の 1 時間当たりの所定内給与額の推移をお示しいただいたのですが、令和 4 年の額が前年比、特に平均で 7 パーセント減、それから男性でいくと 14.9 パーセントの減とかなり大きな減となっているのですけれども、これは何か理由があるのか、ないのか。もしわかっておられれば教えていただけますでしょうか。

林室長補佐

室長補佐の林が回答させていただきます。

今回、例年このパートタイムは短時間労働者の 1 時間当たりの所定内給与の推移についてご質問が上がるもので、向かって右側に「参考」という資料をつくらせていただきました。小山委員からのご質問に対して、結論から言うと明確な回答は導きだせなかったのですけれども、ナンバー 9 と参考を比べていただきますと、教育・学習支援と医療・福祉を除いたという参考値の右側についているのですが、ここの方が例えば、これはあくまでも推測であるのですけれども、短時間労働者の中に非常勤の講師であったり、ドクターとかで、短時間労働者が 1

日の所定の労働時間が短い、または1週の所定労働日数が少ない労働者を指し示すことから、給料とかの金額が一般的に短時間労働者と考える方よりも高いと思われる方がもともと統計上入っておりまして、そういう方を除いたものを参考値としております。

小山委員からのご質問のとおり、令和4年のそれを除いたとしても、参考値でも全体でマイナス9.2パーセント、男性がマイナス11.48パーセント、女性もマイナス8.13パーセントとなっております。

またさらに、コロナの影響かなというふうに思ったので、もう少し宿泊飲食業、生活関連娯楽業も調べてみたんですけども、両業種とも令和2年、令和3年は男性、女性それぞれ合計も賃金額が昇給していたんですけども、令和4年に当たりましてはすべて賃金が、額が下がっているというところでしたので、コロナの影響とも決め付けられないなというふうなところでしたので、まことに申しわけなかったのですが、原因は特定できなかったという回答とさせていただきます。以上でございます。

岩永会長

今、小山委員から資料ナンバー9の短時間労働者の1時間当たりの所定内給与額の推移で令和4年のところが、全体、男女ともにマイナスというところについての質問がありましたけれども、事務局の説明としては明確なマイナスになっている原因というのはわからないということだったかと思えます。

そのほかいかがでしょうか。

お願いいたします。

京崎委員

京崎でございます。よろしくお願いいたします。

この資料の中にはないのですが、例えば中小企業なんかが下請け企業が価格転嫁ができていますかというような資料というのはないのでしょうか。

岩永会長

中小企業が価格転嫁をできているのかどうかというようなことを示す資料はないですかというご質問ですけれども、事務局のほう、いかがでしょうか。

清水賃金室長

今回の提出した資料ではございませんが、事務局でも調べてみます。

ただ、もしもわかる資料がありましたら教えていただければと思います。以上です。

岩永会長

事務局からの回答は、今のところ手持ちの資料はない、調べてみるということですね。

そのほか、何かございますでしょうか。

それでは小山委員、お願いします。

小山委員

今後出るのであれば、もうそれで結構なんですけれども、例えば最賃の未満率とか、業種別、年齢別のものとか、以前いただいていたような資料があるのですけれども、それもまた追加で後日いただけるのでしょうか。これがすべての私たちが議論するだけの、労働局で準備されている資料なのか、以前もう少し年齢別、産業別とか未満率でどこらへんから線が引けますとか、色々あったのですけれども、そういう個別の資料は追加でまたいただけると思ったらいいのでしょうか。

清水賃金室長

はい、以前と同じように、また追加でお渡しします。

小山委員

はい、わかりました。ありがとうございます。

岩永会長

ほかいかがでしょうか

はい、それでは深沢委員お願いいたします。

深沢委員

深沢でございます。資料ナンバー12、ページで言うと43、44、45。特に43ページ、44ページの京都全体あるいは、京都府南部の販売従事者の、特にパートタイマーの時給、募集賃金額が、非常に突出して高くなっているんです。

この日本標準職業分類における販売従事者、販売というのかなり幅が広いですけれども、この傾向というのはこれまでと特に変わっていないのか、何か推移として、直近5年とかなんですけれども、どのようになっているのか、ちょっとご確認いただければと思います。以上です。

清水賃金室長

南部と北部の販売従事者の。

深沢委員

そこよりも、他の職業と比べて突出している、賃金単価が高い、いや、肌感としてそうかな、というのが正直あります。先ほどのパートタイマーのところもそうでしたけれども、このあたりどういった方々が、例えば短時間でも高度な専門の方々が含まれたりとか、医療関係だったりとか、講師とかがある、とおっしゃっていましたが、それと同じように販売従事者の中にも募集人員の水準を上げるようなカテゴリーが入っているのかどうか。そのへんがちょっと、何かわかるのかというのがあります。

あとはこれまでの推移として、急に最近その差が開いてきたのか、これまでも同じような傾向があったのか、ということです。

わかる範囲で結構ですので、この2点を知りたいなと思います。

清水賃金室長

また調べて、次回の審議会でお答えします。

岩永会長

今のは、資料ナンバー12の京都のそれぞれの業種別の、職業別の賃金のところですね。南部のほうの販売従事者の常用的パートのところ突出して、ほかのところの2倍弱ぐらいの金額になっているということで、その理由とか、そのあたりのところのご質問でありました。

こちらのほうは事務局のほうで、さらに追加で調べていただくということでございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうかね。

それでは次に進みたいと思います。今後の日程などについて事務局より説明をお願いいたします。

清水賃金室長

まず次回の審議会の日程ですが、すでに皆様に連絡しておりますとおり、7月27日木曜日の午後1時から、京都労働局6階の会議室で開催となります。

議事内容は、京都府最低賃金専門部会委員の任命関係、中央最低賃金審議会の目安に関する小委員会の内容伝達、京都府最低賃金改正決定に係る労使からの意見聴取を予定しております。以上です。

岩永会長

次回の開催日は、7月27日木曜日午後1時からであります。

そのほか、何かございますでしょうか。

各側委員
(意見等なし。)

岩永会長
なければ、本日の審議会はこれで終了いたします。ご苦労さまでした。

(終了)

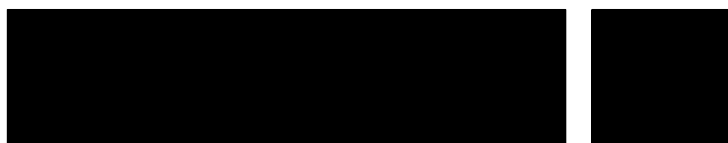
上記のとおり相違ないことを認める。

京都地方最低賃金審議会

会 長



労働者代表委員



使用者代表委員

